

江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）
訪問介護センターパキラ 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社パキラが開設する訪問介護センターパキラ（以下「事業所」という。）が行う、江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定訪問介護を提供することにより、地域の共生社会の実現と福祉への寄与を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条 訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 訪問介護センターパキラ
- 二 所在地 東京都江戸川区北葛西 1-22-17 メッツ葛西 300 号室

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、以下の業務を行う。
 - ・総合事業訪問介護の利用申込みに係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - ・サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等との連携を図ること。
 - ・訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - ・訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

- ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

三 居宅介護員等 2.5 名以上（サービス提供責任者を含む。）

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

四 事務職員 1 名以上

必要な事務を行う。

五 上記一～四を総称して、従業者とする。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365 日、24 時間行う。

（事業の内容）

第 7 条 事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- （1）訪問型サービス個別計画等の作成
- （2）生活援助に関する援助
- （3）身体介護に関する内容

（利用者から受領する費用の額等）

第 8 条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、江戸川区の定めた額によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（キャンセル料）

第 9 条 サービス提供予定日の前日時までには連絡がなく、利用のキャンセルがあった場合、キャンセル料金として 1,000 円を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、江戸川区内とする。

（事業者の義務）

第 11 条 安全配慮義務：事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮する。

- 2 説明義務：事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明する。
- 3 守秘義務：事業者及び従業者は、本契約におけるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することは無い。
- 4 身体拘束の禁止：事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを

得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 5 記録保存整備義務：事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存するものとする。利用者は、事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができ、実費を負担して複写することができる。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従事者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第13条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第14条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。また、虐待防止委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し

適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

- 第16条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、区市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(暴力団排除)

- 第17条 事業所を運営する当該法人の役員および事業所の管理者その他の職員は、(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ)であってはならない。
- 2 事業所は、その運営において、暴力団員の支配を受けてはならない。

(業務継続計画)

- 第18条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第19条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応方針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、介助技術、感染対策等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- 1) 採用時研修採用後1月以内(熟練した従業者の同行による研修含む)
 - 2) 虐待防止に関する研修年2回
 - 3) 権利擁護に関する研修年2回
 - 4) 重度訪問介護におけるケアに関する研修年2回
 - 5) 介助技術に関する研修年2回

- 6) 感染症に関する研修年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業者は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社訪問介護センターパキラと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 21 条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を江戸川区へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附則 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。